

はつらつ職場づくりに関する要請書

日頃から労働行政に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

岐阜県内の経済情勢は、一部に改善傾向が見られるものの厳しい状況が続いており、労働者を取り巻く環境も依然厳しく、賃金不払や解雇のほか、賃金不払残業（サービス残業）を背景とした長時間労働等の申告・相談件数は高水準にあります。

また、過労による脳・心臓疾患等の発症やパワーハラスメント等の職場環境に起因するメンタルヘルス不調の発症など、健康障害の拡大も懸念されています。

このような状況の中、企業における労働時間管理の適正化を一層進めることで長時間労働の抑制を図るとともに、メンタルヘルスケアを含む健康管理対策の推進による健康障害の防止に取り組むこと等により、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することは、職場、家庭及び地域社会にとって重要な課題となっています。

このため、岐阜労働局では、仕事と生活の調和を実現し、はつらつと働くことができる職場づくりをめざすため、11月を「はつらつ職場づくり推進キャンペーン期間」と設定し、労使を始めとする関係者に対して、集中的な周知啓発等を行うこととしています。つきましては、貴団体におかれましても、この取組の趣旨を十分御理解いただき、下記に御留意の上、貴団体傘下の取組が推進されるよう、一層の御配慮をお願いします。

記

- 傘下の企業におかれては、次の事項に取り組んでいただくこと。
 - 労働時間管理の適正化と賃金不払残業の解消
 - 時間外労働の削減と年次有給休暇の取得促進
 - メンタルヘルス対策の促進
 - 健康診断の確実な実施及び有所見者に対する事後措置の確実な実施
 - 長時間労働を行った労働者に対する保健指導の確実な実施
 - 育児・介護を契機とした職業生活と家庭生活の両立
 - パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントの防止
- 「はつらつ職場づくり宣言」を行っていない事業場については当該宣言の実施を、宣言を既に行っている事業場については、より一層の取組を推進するよう周知すること。
- 傘下の企業で取組が推進されるよう、先進的な取組事例を他の会員企業に紹介する、本キャンペーンの内容等を機関紙や説明会等で周知する等の積極的な取組を行うこと。
- 貴団体において取組を行っていただいた場合には、その内容について当局に情報提供いただくこと。

平成 26 年 10 月 29 日

岐阜県中小企業団体中央会会長 辻 正 殿

岐阜労働局長 佐々木 秀一

